

令和 7 年（行ウ）第 510 号狛江市返納手続及び譲与処分の取消請求事件について

令和 8 年 6 月 19 日に東京地方裁判所において下記のとおり判決がありましたので、報告します。

記

- 1 事件番号 令和 7 年（行ウ）第 510 号
- 2 事 件 名 返納手続及び譲与処分の取消請求事件
- 3 判 決
 - （1） 本件訴えを却下する。
 - （2） 訴訟費用は原告の負担とする。